

「ため池」を活用し、地域を水害から守る治水対策を始めましょう！

淡路島の水瓶「ため池」 治水プロジェクト



これまで



決壊すれば下流に大きな
被害が発生
→ 危険な「ため池」

これから



台風前に水位を下げ、雨水を
貯めて、下流の洪水被害を軽減
→ 地域を守る「ため池」へ

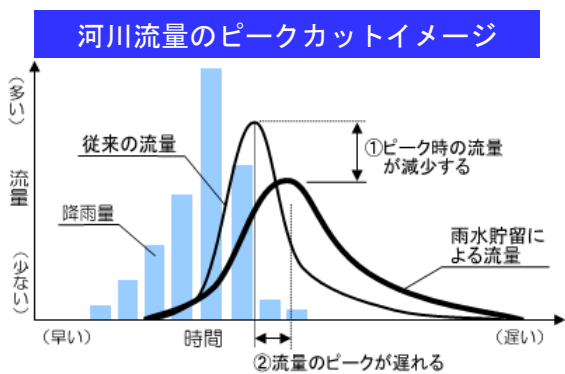
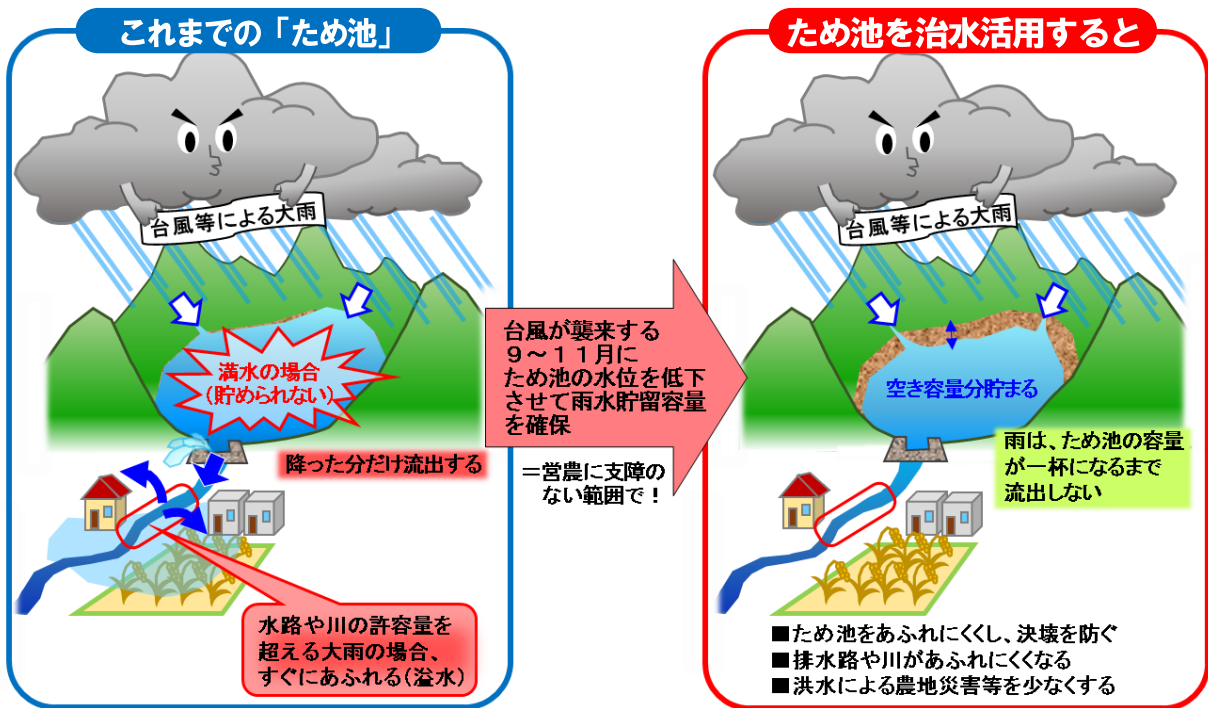
淡路島の水瓶「ため池」治水プロジェクトとは？

背景

- ①日本一ため池が密集
- ②近年、局地的な集中豪雨等により浸水被害が多発
- ③水稲作付面積（水利用）の減少による貯水量の余裕

地域資源である「ため池」の洪水調整機能を活用
 ↓
 下流の浸水被害等を軽減！

台風等の大雨前にため池の水を放流し、水位を下げることで、雨水を一時的に貯留し、河川への流出を遅らせることで、河川の急激な増水を抑え、下流部の洪水被害を軽減します。
 また、ため池自身の決壊を防ぎ、直下流の家屋浸水や農地災害等の被害を軽減することから、集落の自主防災活動として期待されています。



ため池治水活用は、流域対策に位置づけられる

総合治水対策

県では、平成24年4月に総合治水条例を制定し、浸水被害から県民の命と生活を守る「総合治水」を推進しています。

【河川下水道対策】

ながす

河川・下水道の整備

【流域対策】

ためる

雨水を一時的に貯留・地下へ浸透

【減災対策】

そなえる

浸水した場合の被害を軽減

総合治水



プロジェクト展開

ソフトとハードを一体的に推進し、大雨時の効果を発信するなど島内の取組を拡大

事前放流の普及啓発【ソフト対策】

①呼びかけ ②講習会開催 ③かいぼり促進 ④効果発信等

事前放流施設の整備【ハード対策】

事前放流による
雨水貯留の取組
拡大

【総合治水条例】
貯水施設の指定
(義務化)

確実かつ
効果的な
雨水貯留容量
の確保

事前放流の普及啓発【ソフト対策】

①管理者への事前放流の呼びかけ

台風前に関係市のCATV、防災無線、電話等により、管理者へ事前放流の周知・依頼

②「淡路ため池管理者防災ネット」によるメール配信

登録した管理者の携帯へ、台風前の事前放流依頼、通過後の施設点検、その他管理情報等をメールで配信

[H30.1 登録数:230人(特定ため池管理者の約1/4)]

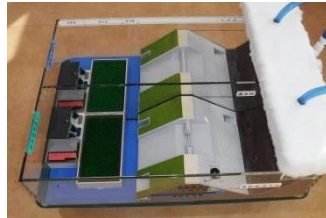
【登録方法】

QRコードを読み取る →
又は at@bosai.net へ
空メールを送信すれば
返信があり登録可



③管理者講習会の開催

管理者の適正管理に向けた講習会において、事前放流の意義や効果を啓発
分かりやすい模型による説明→



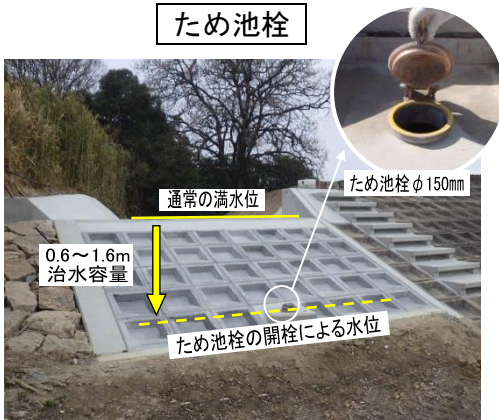
④かいぼりの復活

かいぼり（池干し）を復活し、9月以降の落水を拡大するとともに貯水量の増加、施設点検、豊かな海づくり等を促進

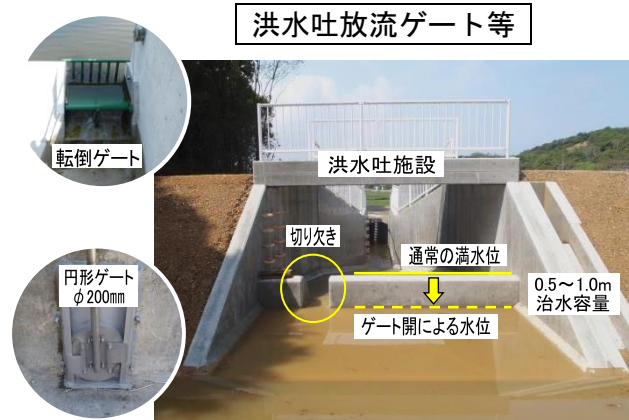
事前放流施設の整備【ハード対策】

管理者が取り組みやすい構造（一度、開けるだけで操作不要）とするため、①ため池改修事業と併せた整備、②治水効果の高いため池での単独整備、③災害復旧と併せた整備を推進

ため池栓



洪水吐放流ゲート等

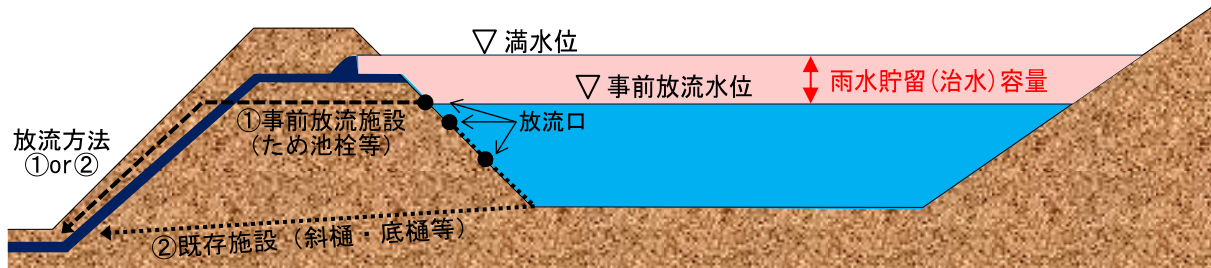


	区分	H26 まで	H27 実績	H28 実績	H29 実績	H30 実績	備考
整備 状況	洲本市	7	11	10	8	9	※総合治水条例 第26条(指定貯 水施設) 指定期間の治水 容量確保に義務 が発生
	南あわじ市	3	4	2	6	6	
	淡路市	0	5	3	5	4	
	小計	10	20	15	19	19	
	(累計)	(10)	(30)	(45)	(64)	(83)	
	条例指定※			13	15	16	
	(累計)		13	28	44	60	

事前放流による雨水貯留（治水）容量とは？

台風等による大雨が多発する9～11月の期間、事前に「ため池」の水位を下げ、雨水を貯留する治水容量を確保します。（水位低下量：0.5～1.6m）

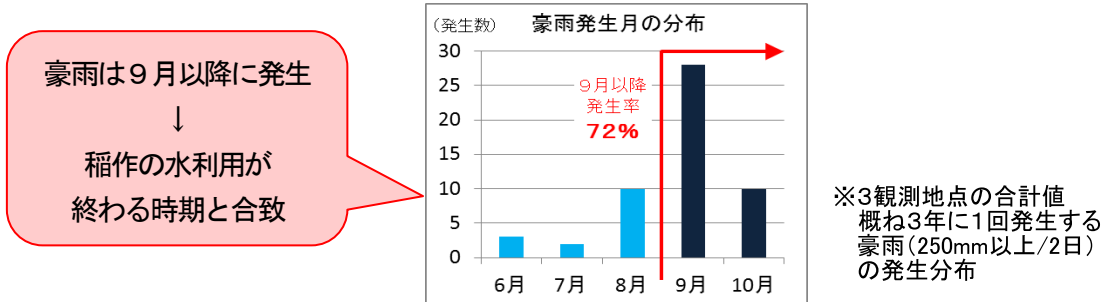
放流は、①事前放流施設のため池栓等、②既存施設の斜樋、上樋等による方法があります。



ため池の水位低下で営農への影響は出ないの？

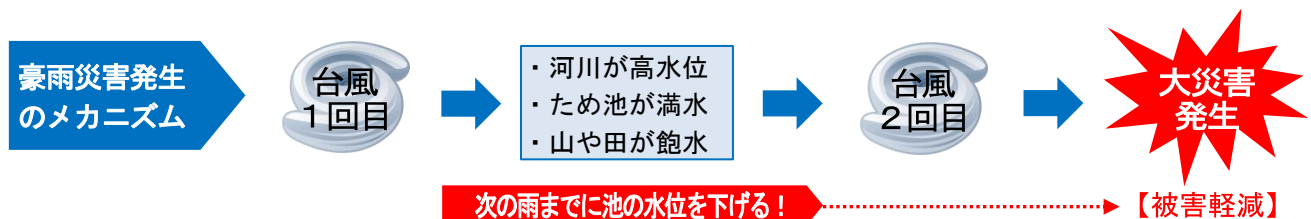
稲作の水利用が終わる9月前後から事前放流し、翌年度の水確保のための貯水は12月以降に開始するため、営農上支障はありません。（池によって流入状況が異なるため、それぞれ雨水貯留期間を設定）

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
状態	貯水	農業用水利用(水稲)				雨水貯留容量確保			貯水			
池の水位変動	▼満水位					雨水貯留容量			▼水位			



ため池の決壊や農地災害の予防対策にもなる！

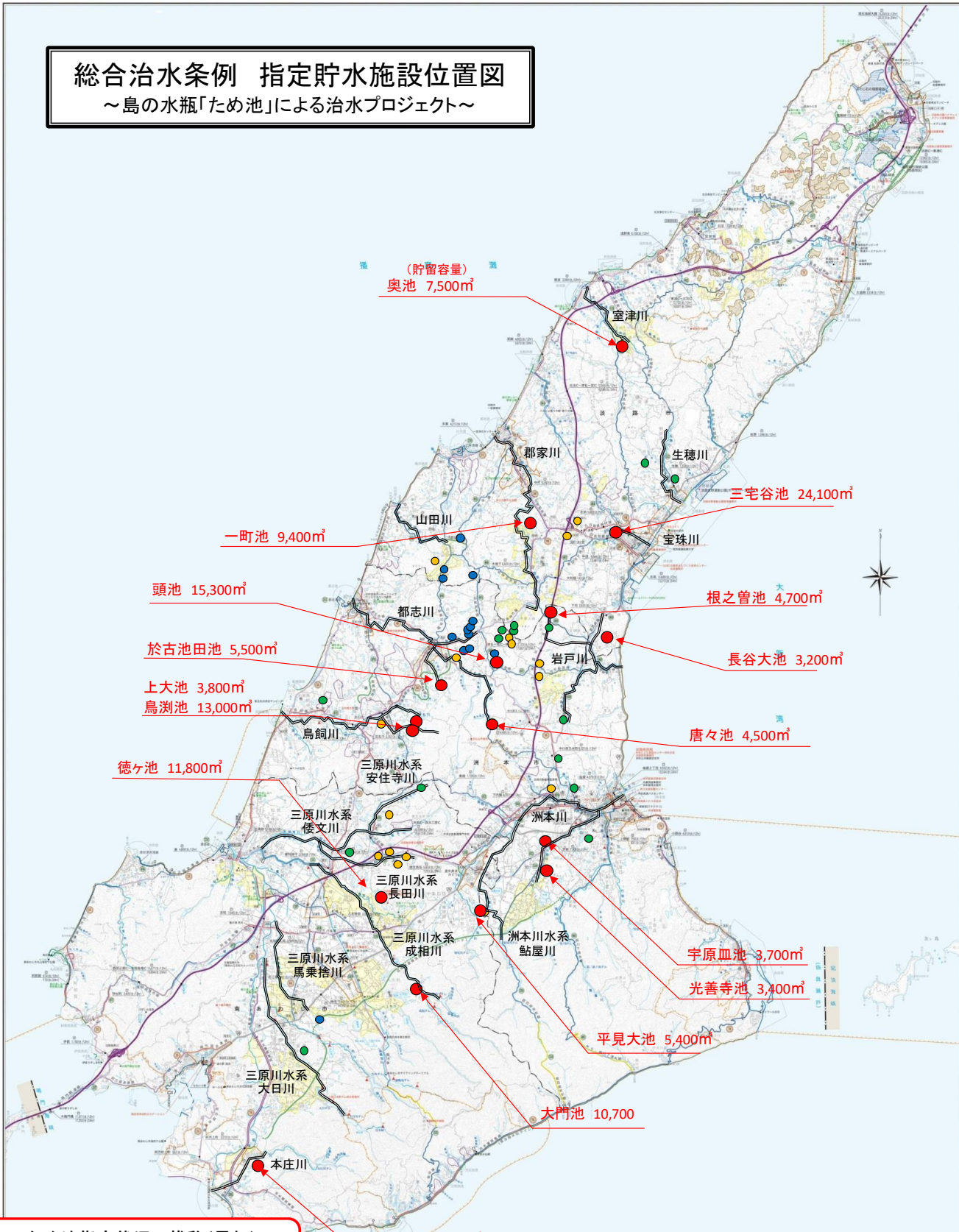
平成16年及び23年の台風による大災害は、連続豪雨時に発生しています。このため、次の大雨までに、ため池の事前放流を行い、雨水貯留容量を確保することが治水対策として重要です。



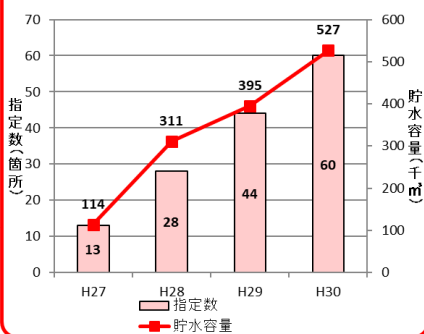
本取組は、下流の洪水被害の軽減に加えて、ため池の水位低下は漏水等の進行を抑えて決壊を予防し、直下流の家屋浸水や農地災害等の被害も軽減するため、地域にとって重要な防災対策です。

総合治水条例 指定貯水施設位置図

～島の水瓶「ため池」による治水プロジェクト～



ため池指定状況の推移(累加)



凡 例		治水容量
H28.1指定	13箇所	114,100 ^m
H29.3指定	15箇所	197,200 ^m
H30.3指定	16箇所	84,000 ^m
H31.3指定	16箇所	131,800 ^m
関係河川		527,100 ^m

取組の成果は出ているの？

台風時の河川水位の低減

平成 28 年 9 月の台風 16 号では、最大 1 時間雨量 95 mm（洲本観測所歴代 2 位）を記録するなど豪雨が発生した。

洲本川では、ため池の事前放流等により、特定ため池 165 箇所の貯留により、河川へのピークカットが 4% 見込まれ、桑間地点で 11 cm 水位低減に貢献したと推測される。

平成28年9月台風第16号の状況

洲本地点で、平成16年台風第23号を上回る時間雨量を観測

		洲本(洲本市)
		単位(mm)
平成28年9月20日 台風第16号	時間最大	72(※)
	24時間最大	197
平成16年10月 台風第23号	時間最大	51
	24時間最大	317

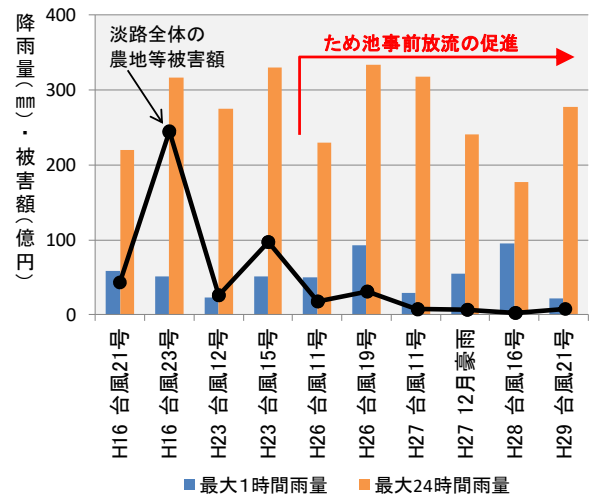
農地災害等の低減

過去に大災害をもたらした規模の降雨は発生しているが、事前放流の取組が開始された平成 25 年度から、農地・農業用施設災害は年々、減少傾向となっている。



ため池堤体後法の被災

降雨量と被害額の推移



【H30 新規：ため池治水活用拡大促進事業】

ため池の総合治水条例「指定貯水施設」指定を促進するため、ため池管理者が行う事前放流施設等の操作・点検・清掃等の取組を支援する新制度が開始される。

- ①事業主体 市
- ②対象ため池 総合治水条例第 2 7 条第 1 項に規定する「指定貯水施設」に指定された池かつ雨水貯留容量が 1 箇所当り 3,000m³以上（重ね池は合算でも対象）
- ③管理者への交付額 35,000 円/月×最大 2 ヶ月（9 月～10 月）
- ④県補助額 1 / 2
- ⑤補助期間 3 年間 最大（35,000 円×2 ヶ月×3 年間＝21 万円/箇所）
- ⑥対象期間 平成 30 年度～平成 34 年度に実施申請を行うため池（過去の指定済含む）
- ⑦活動内容 期間中に定められた水位の確保に必要な取組（操作・点検・清掃等）及び記録（週 1 回程度）

お問い合わせ先

兵庫県淡路県民局 洲本土地改良事務所 農村計画第 2 課

〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5 [洲本総合庁舎]

Tel : (0799)26-2118 (直通) Fax : (0799)22-2510